

事務連絡

令和4年3月28日

各位

国土交通省自動車局

「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日）の周知について（周知依頼）

新型コロナウイルス感染症対策に関して、3月16日付けで厚生労働省から標記件名に係る事務連絡が発出されたところです。また3月18日付け及び22日付けで表現の一部変更及びQ&Aの追加により一部改正されたことを受け、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より別添のとおり周知の依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましては、傘下会員に対し、周知をよろしくお願いいたします。

（別添）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡（令和4年3月16日）

「『B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について』（令和4年3月16日）の周知について（周知依頼）」

（別添）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡（令和4年3月24日）

「『B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について』（令和4年3月16日）の再周知について（周知依頼）」

（参考）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡（令和4年2月9日）

「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察について」